

## ○チェック票について

このチェック票は、ご自分の施設のどこに危険が潜んでいるかを知るためのツールです。

実際に起こったノロウイルスなどの食中毒を分析して作成したものです。

皆さんの施設を食中毒から守るための自主衛生管理のツールとしてぜひ、ご活用ください。

チェック票は、是非ご返送ください。リスクチェック済証を交付します。

○ご返送いただいた施設には、「ノロウイルス等食中毒防止リスクチェック済証」を交付します。

☆リスクチェック済票を掲示することで、自主衛生管理に積極的に取り組んでいる施設として、アピールできます。

☆結果が良好な施設は、積極的に食中毒防止対策を行っていることを県民の皆様へアピールするため、施設名を県ホームページ等で公表しますので、公表に同意するかどうかを必ず回答してください

※なお、リスクチェック済票は食中毒が発生しないことを静岡県が保証するものではありません。

※ご返送いただいたチェック票は、保健所で今後の食中毒対策の貴重な資料とさせていただきます。

### FAX返信先

健康福祉部生活衛生局 衛生課 食品監視班

<FAX>054-221-2342 <電話番号>054-221-3358

### チェック結果による改善等に関するお問合せ先

賀茂保健所衛生薬務課（0558-24-2054）

（下田市、東伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町の施設）

熱海保健所衛生薬務課（0557-82-9116）

（熱海市、伊東市の施設）

御殿場保健所衛生薬務課（0550-82-1223）

（御殿場市、小山町の施設）

東部保健所衛生薬務課（055-920-2102）

（沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、清水町、長泉町、函南町、伊豆市の施設）

富士保健所衛生薬務課（0545-65-2154）

（富士市、富士宮市の施設）

中部保健所衛生薬務課（054-644-9283）

（焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、牧之原市、吉田町の施設）

西部保健所衛生薬務課（0538-37-2245）

（磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市、湖西市の施設）

# リスクチェックによる食中毒防止対策の流れ

このチェックはご自分の施設のリスクを確認するものです。  
まずは解説編を見ずに、客観的にチェックを行ってください。

チェック票は、①最重要事項編、②重要事項編、③必要事項編の3部構成です。最重要事項編は、過去の食中毒事件で直接の原因となった項目なので、**×（改善が必要）がある場合には至急改善が必要**となります。

まずはチェック！

そして改善！

解説編を確認してください。

×の箇所は、改善事項として取り組みましょう。

疑問点はお近くの保健所へお問い合わせください。

返信は任意です。

①最重要事項編、②重要事項編、③必要事項編を返信してください。

チェック済証受領後に**施設名公表を同意するかのチェック**もお忘れなく。

チェック票をFAX！

最重要事項編が満点の場合

最重要事項編が満点でない場合、フォローアップ講習会をご案内します。

チェック済証を受け取ります

フォローアップ講習会を受講

フォローアップ講習会では、チェック票の活用方法や具体的な改善方法についてご説明します。

チェック済証をPRしましょう！

チェック済証を店内に掲示できます。

なお、県ホームページで公表する項目は、「施設名」「施設所在地」です。